

北海道オフサイトセンター運営要領の一部改正について

平成 27 年 7 月 30 日（木）
泊原子力規制事務所

記

1 主旨

北海道原子力防災センターの移転及び代替オフサイトセンターの変更等により本運営要領の一部を改正するもの。

2 改正の要点

- (1) オフサイトセンターの移転に伴い、変更が必要になった部分を修正（新 O F C の配置に合わせた配席図 など）
- (2) 代替オフサイトセンターの変更に伴い、変更が必要になった部分の修正（代替 O F C の退避経路を後志総合振興局→寿都町総合文化センター及び喜茂別町農村環境改善センターに変更 など）
- (3) 原子力災害対策マニュアルが平成 27 年 6 月 19 日に改訂されたため、これに合わせて用語等を修正
（例：規制委原子力事故現地対策本部→原子力規制委員会・内閣府原子力事故現地対策本部 など）
- (4) 現地事故連絡会議要員、全体会議要員及び各機能班要員の異動等による名簿の変更

(案)

北海道オフサイトセンター運営要領

平成27年8月3日

原子力規制委員会 原子力規制庁
泊原子力規制事務所

北海道オフサイトセンターの概要

名 称：北海道原子力防災センター
所在地：北海道岩内郡共和町南幌似141の1
電 話：0135-71-2880
FAX：0135-73-2711
原子力発電所からの距離：約10km

改正来歴

年 月 日	改正 内 容	備 考
制定 平成13年 6月12日	原子力災害対策特別措置法に基づく緊急事態応急対策拠点施設（オフサイトセンター）における原子力災害合同対策協議会等の運営要領を制定。	
改正 平成14年 7月15日	平成13年度原子力総合防災訓練の結果を反映し、改正。	
改正 平成14年10月 8日	名簿とその関係個所の訂正。	
改正 平成15年 9月19日	原子力安全・保安院が平成15年5月1日付けで制定した、「標準的な「緊急事態応急対策拠点施設運営要領」」に基づく改正。	
改正 平成16年 9月13日	関係機関の組織名称の変更による一部改正	
改正 平成18年 8月11日	原子力災害対策マニュアル（関係省庁マニュアル、平成17年12月22日）一部改訂並びに語句の訂正及び表現の適切化による一部改正。	
改正 平成19年 9月 5日	原子力災害対策マニュアル（関係省庁マニュアル、平成19年2月19日）一部改訂並びに関係機関の役職名称の変更による一部改正。	
改正 平成21年 5月22日	原子力安全・保安院が平成20年12月17日付けで制定した、「標準的な「緊急事態応急対策拠点施設運営要領」」に基づく改正。 総務省行政評価・監視の勧告への対応に係る改正。	

年 月 日	改 正 内 容	備 考
改正 平成23年12月19日	語句の訂正及び表現の適正化による一部改正。	
改正 平成24年 2月 7日	関係機関の組織名称等の変更による一部改正。	
改正 平成26年 3月10日	情報収集事態及び警戒事態対応の追加、機能班編制の変更（実動対処班及びプラントチームの追加、プラント班の削除）等による改正。	
改正 平成27年 8月3日	北海道原子力防災センターの移転及び代替オフサイトセンターの変更等による一部改正	

目次

北海道オフサイトセンター運営要領	7
第1章 情報収集事態又は警戒事態発生時の対応	8
第1節 情報収集事態又は警戒事態発生時におけるオフサイトセンターの活用	8
第2節 オフサイトセンターの立ち上げと原子力防災設備・機器の機能確認の要請	8
1. オフサイトセンターの立ち上げ等	8
2. 原子力防災設備・機器の機能確認の要請	8
第3節 現地警戒本部の体制等	9
1. 現地警戒本部の設置	9
2. 現地警戒本部長等	9
第2章 施設敷地緊急事態発生時の対応	10
第1節 施設敷地緊急事態におけるオフサイトセンターの活用	10
第2節 オフサイトセンターへの要員の参集等	10
1. オフサイトセンターへの要員の参集	10
2. オフサイトセンターの入館管理及びセキュリティ対策	10
第3節 事故現地対策本部の体制等	11
1. 設置	11
2. 構成	11
第4節 現地事故対策連絡会議	11
1. 会議の目的	11
2. 開催の場所	11
3. 構成員及び座席等	11
4. 運営	12
5. 関係機関との連絡調整	12
第5節 事故現地対策本部の廃止	12
第3章 全面緊急事態発生時の対応	13
第1節 全面緊急事態におけるオフサイトセンターの活用	13
第2節 原災現地本部の体制	13
第3節 原子力災害対策協議会の体制等	13
1. 設置	13
2. 構成	13
第4節 全体会議	13
1. 会議の目的	13
2. 開催の場所	14
3. 構成員及び座席等	14
4. 運営	15
5. 関係機関との連絡調整	15
第5節 原災現地本部及び協議会の体制変更等	15
第4章 原子力災害事後対策	16
第1節 原災現地本部及び協議会の存続・廃止	16

第2節 現地事後対策連絡会議	16
第5章 共通事項	17
第1節 機能班	17
1. 各機能班の要員及び役割	17
2. 機能班間の人数調整	17
3. 機能班責任者会議	17
4. 機能班の連絡調整	17
第2節 連絡員	18
第3節 広報活動等	18
1. 記者会見	18
2. 住民からの問い合わせ対応	19
第4節 オフサイトセンターにおける被ばく管理等	19
1. 放射性物質が放出される前の対応	19
2. 放射性物質が放出される可能性がある場合の対応	19
第5節 代替オフサイトセンターへの移転	20
1. 考え方	20
2. 移転	20
第6節 情報の連絡・共有方法	21
1. 口頭及び電話の場合	21
2. FAXの場合	21
3. 原子力防災活動情報システム	21
第6章 平常時の対応	22
第1節 訓練等の実施	22
第2節 平常時における準備	22
1. 緊急時の参集要員及び設備機器の立上げ要員	22
2. 緊急時の招集に向けた準備	22
3. 設備操作の習熟	22
4. 防災資機材、資料等の準備	22
5. セキュリティ対策の準備	22
別添1-1：警戒事態を判断する緊急時活動レベル（EAL）	23
別添1-2：施設敷地緊急事態を判断する緊急時活動レベル（EAL）	24
別添1-3：全面緊急事態を判断する緊急時活動レベル（EAL）	25
別添2：原子力規制委員会及び内閣府の危機管理体制への移行について	26
別添3-1：現地事故対策連絡会議構成員	27
別添3-2：原子力災害合同対策協議会（全体会議）構成員	28
別添3-3：機能班要員	29
別添3-4：設備・機器立ち上げ要員	31
別添4：各機能班の役割	32
別添5：現地事故対策連絡会議及び全体会議配席図	45
別添6：現地事故対策連絡会議及び全体会議における役割及び担当者	46
別添7-1：情報発信体制（全面緊急事態発生時）	47

別添 7-2 : 飲食物出荷制限・摂取制限に係るスキーム図	4 8
別添 7-3 : 安定ヨウ素剤の服用指示スキーム図	4 9
別添 7-4 : 緊急物資の調達・供給等のスキーム図	5 0
別添 7-5 : 施設敷地緊急事態及び全面緊急事態発生に伴う地方公共団体への避難等の要請又は指示スキーム図	5 1
別添 7-6 : O I Lに基づく避難及び一時移転に係る地方公共団体への指示スキーム図	5 2
別添 8 : オフサイトセンター入館管理	5 3
別添 9-1 : 代替オフサイトセンターの基本的な間取り図等	5 4
別添 9-2-1 : 代替オフサイトセンターへの基本的な退避経路 (喜茂別町農村環境改善センター)	5 5
別添 9-2-2 : 代替オフサイトセンターへの基本的な退避経路 (寿都町総合文化センター)	5 6
別添 9-3 : 代替オフサイトセンターへの持ち出し物品	5 7
別添 10-1 : 電話・口頭連絡受信票 (様式)	5 8
別添 10-2 : F A X送受信票 (様式)	5 9

北海道オフサイトセンター運営要領

平成27年8月3日
原子力規制委員会原子力規制庁
泊原子力規制事務所

本運営要領は、防災基本計画（修正年月日 平成27年3月31日改訂）第12編原子力災害対策編第1章第5節1（1）に基づき、原子力災害対策マニュアル（原子力防災会議幹事会 平成27年6月19日一部改訂、以下「関係省庁マニュアル」という。）に定める情報収集事態、警戒事態、施設敷地緊急事態（原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）第10条第1項前段の規定により原子力事業所の原子力防災管理者が通報を行うべき事象が発生した場合）及び全面緊急事態（原災法第15条第1項に該当する原子力緊急事態が発生した場合又はそのおそれがある場合）への対策及び原子力災害事後対策に関して、原災法第12条第1項の緊急事態応急対策等拠点施設（以下「オフサイトセンター」という。）において、国、地方公共団体、原子力事業者等が行う活動について、原災法、国民保護法、防災基本計画、関係省庁マニュアル及び原子力緊急事態等現地対応標準マニュアルに定めるもののほか、必要な事項の標準的な運営要領を定めることを目的とする。

なお、本マニュアルは、必要のつど見直しを行っていくものとする。

第1章 情報収集事態又は警戒事態発生時の対応

第1節 情報収集事態又は警戒事態発生時におけるオフサイトセンターの活用

大規模自然災害の発生、原子力事業者からの警戒事象通報又は原子力規制委員会原子力事故警戒本部（以下「規制委事故警戒本部」という。）からの連絡により、情報収集事態（泊村（運用上、岩内町の震度を用いる）において震度5弱又は震度5強の地震が発生した場合）又は警戒事態（別添1-1「警戒事態を判断する緊急時活動レベル（EAL）」参照）が発生したと認められる場合には、原子力規制庁泊原子力規制事務所ではオフサイトセンターを対応の拠点として、原子力規制委員会原子力事故現地警戒本部（以下「規制委事故現地警戒本部」）を置くものとする（別添2「原子力規制委員会及び内閣府の危機管理体制への移行について」参照）。

第2節 オフサイトセンターの立ち上げと原子力防災設備・機器の機能確認の要請

1. オフサイトセンターの立ち上げ等

原子力規制庁泊原子力規制事務所原子力防災専門官（以下「防災専門官」という。）は、情報収集事態又は警戒事態が発生した場合には、運営支援業者（別添3-4：設備・機器立ち上げ要員）に、テレビ会議システム、パソコン類の電源投入、資機材庫の防災資機材の数量確認、資料・備品等の機能班ブースへの配備等、オフサイトセンター立ち上げの支援を要請し、オフサイトセンターの立ち上げ作業を行う。

また、運営支援業者及び北海道に対して、オフサイトセンターに係る以下の設備等について機能確認及び報告を要請する。

①運営支援業者が機能確認をする設備

- ・衛星電話、固定電話（一般・専用回線）
- ・テレビ会議システム（衛星・専用回線）
- ・FAX機器（衛星・一般・専用回線）
- ・緊急時対策支援システム（ERSS）、緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム（SPEEDI）、気象情報端末

②北海道が機能確認をする設備

- ・非常用発電設備、UPS、引き込み線を含む高圧・低圧配線
- ・空調設備
- ・冷暖房設備、消防用設備、上下水道（受水槽含む）
- ・道現地本部（連絡員ブース含む）の通信設備

③防災専門官は、上記①・②に併せて、点検の結果、機能に異常があることが確認された場合には、復旧作業を行うよう要請する。

2. 原子力防災設備・機器の機能確認の要請

警戒事態が発生した場合には、防災専門官は、北海道及び原子力事業者に対して、北海道及び原子力事業者が所有する以下の設備等について、機能確認及び報告を要請する。

①敷地内外のモニタリングポスト（テレメーター及び非常用電源装置を含む。）

（実施者：北海道及び原子力事業者）

②排気筒モニタ（実施者：原子力事業者）

③電話（衛星含む）、FAX機器（実施者：北海道及び原子力事業者）

④SPEEDI端末（実施者：北海道）

第3節 現地警戒本部の体制等

1. 現地警戒本部の設置

情報収集事態又は警戒事態が発生したとき、オフサイトセンターに事故現地警戒本部を設置する。

2. 現地警戒本部長等

警戒事態が発生し、内閣府（原子力防災担当）及び原子力規制委員会が発電所におけるトラブル状況を踏まえ、内閣府副大臣（又は内閣府大臣政務官）、内閣府大臣官房審議官（原子力防災担当）（又は代理の職員）をオフサイトセンターに派遣することとなったときは、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地警戒本部長には、内閣府副大臣（又は内閣府大臣政務官）をもって充て、それ以外の場合は防災専門官をもって充てる。

また、内閣府副大臣（又は内閣府大臣政務官）がオフサイトセンター等に派遣されることとなった場合には、防災専門官は「第2章第2節 オフサイトセンターへの要員の参集等」に準じた要員の参集要請、セキュリティ対策等を行うものとする。

第2章 施設敷地緊急事態発生時の対応

第1節 施設敷地緊急事態におけるオフサイトセンターの活用

原子力事業者から原災法第10条の通報（別添1-2「施設敷地緊急事態を判断する緊急時活動レベル（EAL）」参照）があった場合には、防災専門官は、オフサイトセンターに原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地対策本部（以下「事故現地対策本部」という。）を設置し、現地事故対策連絡会議の開催や、機能班等の活動を行う（別添2「原子力規制委員会及び内閣府の危機管理体制の移行について」参照）。

なお、オフサイトセンターの設備の点検と立ち上げが必要な場合には、防災専門官は、第1章第2節「1. オフサイトセンターの立ち上げ等」に準じた対応をとるものとする。

第2節 オフサイトセンターへの要員の参集等

1. オフサイトセンターへの要員の参集

(1) 防災専門官は、施設敷地緊急事態が発生した旨を、一斉召集連絡システム又は電話により、北海道、関係町村、原子力事業者等の原子力防災担当者に連絡し、現地事故対策連絡会議構成員（別添3-1「現地事故対策連絡会議構成員」参照）及び機能班要員（別添3-3「機能班要員」参照）の参集を要請する。

(2) 原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部（以下「事故対策本部」という。）は、関係省庁の職員、専門家にオフサイトセンターに参集するよう要請するものとする。

なお、連絡を受けた要員は、速やかにオフサイトセンターに参集するものとする。

2. オフサイトセンターの入館管理及びセキュリティ対策

(1) オフサイトセンターの入館管理

①事故現地対策本部長は、参集者の中から、入館の受付担当者を指名する。

②受付担当者は、入館管理を行う場所において、身分証等の身元を確認できるもの及び受入簿により、参集者の出入りを確認する。運営支援班が立ち上がった後は、運営支援班が当該業務を引き継ぐ。

③参集者は入館時に受入簿に氏名を記入するとともに、機能班名、所属名及び氏名が記載された名札を受け取る。

④オフサイトセンターに参集する者のうち、機能班に所属する者は、名札とともに、班毎に色分けされたベストを着用する。

機能班とベストの色

機能班名	ベストの色
総括班	黄色
広報班	青色
プラントチーム	橙色
放射線班	赤色
医療班	白色
住民安全班	緑色

運営支援班	水色
実動対処班	紫色

(2) 関係者以外の入館

関係者以外の入館は、事故現地対策本部長が必要と認めた者を除いて原則禁止し、入館管理を行う出入口以外の出入口を施錠して立入禁止、開閉禁止を明示する。

第3節 事故現地対策本部の体制等

1. 設置

オフサイトセンターと事故対策本部との間の連絡態勢が確立できた時点で、事故現地対策本部を設置したものとする。なお、事故現地警戒本部が既に設置されている場合は、事故現地警戒本部の機能を事故現地対策本部に継承する。

2. 構成

事故現地対策本部長は内閣府副大臣（又は内閣府大臣政務官）、副本部長及び事務局長は内閣府審議官（原子力防災担当）（又は代理の職員）とし、オフサイトセンターに到着するまでの間は、防災専門官が全体総括を代行する。

また、各機能班の要員は別添3-3「機能班要員」、役割は別添4「各機能班の役割」のとおりとする。

第4節 現地事故対策連絡会議

1. 会議の目的

事故現地対策本部長は、事故現地対策本部を設置した後、主に以下を目的とする現地事故対策連絡会議を開催する。

- ① オフサイトセンター内の情報共有（国関連情報（指示等）、原子力発電所関連情報、モニタリング関連情報、自治体関連情報（体制、広報活動、応急対策、被害状況等）、避難経路関連情報、関係機関関連情報）
- ② 関係機関及び各機能班が実施する応急対策の確認・調整及び実施状況の報告
 - ア. 全面緊急事態に至った場合に迅速かつ円滑に住民防護措置を講じることができるよう、住民防護措置の具体的な手順・内容を事前調整すること
 - イ. P A Z内の施設敷地緊急事態要避難者の避難の状況把握及び輸送支援等に係る現地調整に関すること

2. 開催の場所

オフサイトセンター内、合同対策協議会全体会議エリアにおいて、開催する。

3. 構成員及び座席等

(1) 構成員（詳細は、別添3-1「現地事故対策連絡会議構成員」参照）

議長 内閣府副大臣（原子力防災担当）（又は代理の職員）（到着前は防災専門官）

構成員 原子力規制庁職員（防災専門官含む）
北海道原子力事故現地警戒本部
関係町村災害対策本部又は原子力事故警戒本部
地元防災関係機関：北海道警察、第一管区海上保安本部、陸上自衛隊北部方面総監部、
気象庁札幌管区气象台、岩内・寿都地方消防組合、羊蹄山ろく消防
組合、北後志消防組合
独立行政法人放射線医学総合研究所等の専門家
原子力事業者
各機能班の責任者（不在時は副責任者）
その他、議長が必要と認めた者

（２）座席

座席は、別添５「現地事故対策連絡会議及び全体会議配席図」に定める。ただし、スペースに余裕があり、かつ、機能班活動が停滞しない範囲内において、議長は、オフサイトセンター内の関係機関の参加を認めるものとし、事案により、適宜配席の変更を指示する。

４．運営

（１）議長は、「１．会議の目的」を踏まえ、会議構成員が参集した時点や、新たな情報（例えば、原子力規制委員会からの要請、プラント情報、モニタリング情報、国・北海道・関係町村の情報、専門家の到着予定時間等）が入った時点等、必要に応じて会議を招集する。

なお、会議における役割及び担当者については別添６「現地事故対策連絡会議及び全体会議における役割及び担当者」のとおりとする。

（２）議長は、必要がある場合には、会議構成員の全員の参集を待たずして開催することができる。この場合には、欠席の構成員に会議内容の事前・事後の説明を行う。

（３）議長は、会議の進行を行う。

（４）総括班責任者は、議事概要及び会議資料をオフサイトセンター内の関係機関（プレスを除く。以下同じ。）に配布する。また、FAX等により事故対策本部へ報告するとともに、北海道原子力災害警戒本部、関係町村災害対策本部又は原子力災害警戒本部等へ情報共有する。

５．関係機関との連絡調整

（１）オフサイトセンターに派遣された連絡員は、自らの所属機関からの情報をオフサイトセンター内の関係機関に伝達するとともに、関係機関から入手した情報を所属機関に伝達する。

（２）伝達・共有方法は、「第５章第６節 情報の連絡・共有方法」による。

第５節 規制委事故現地対策本部の廃止

内閣府特命担当大臣（原子力防災）及び原子力規制委員長が、施設敷地緊急事態が収束したと判断し、事故現地対策本部を廃止することとした場合には、現地事故対策連絡会議を開催し、当面の間、事後処理体制等のために継続して開催する必要があるか否かを確認する。

第3章 全面緊急事態発生時の対応

第1節 全面緊急事態におけるオフサイトセンターの活用

事象が原災法第15条に該当する事象（別添1-3「全面緊急事態を判断する緊急時活動レベル（EAL）」参照）に進展し、原子力緊急事態宣言が発出され、閣議にて原子力災害対策本部（以下「原災本部」という。）及び原子力災害現地対策本部（以下「原災現地本部」という。）の設置が決定された場合、オフサイトセンターの事故現地対策本部の機能を政府原災現地本部に継承するとともに、オフサイトセンターに関係機関と原子力災害合同対策協議会（以下「協議会」という。）を設置し、全体会議の開催や、機能班等の活動を行う（別添2「原子力規制委員会及び内閣府の危機管理体制の移行について」参照）。

第2節 原災現地本部の体制

原子力緊急事態宣言（原災法第15条第2項）が発出され、閣議にて原災本部（原災法第16条）及び原災現地本部（原災法第17条第9項）の設置が決定された時点で、オフサイトセンターに原災現地本部を設置したものとし、事故現地対策本部の機能を原災現地本部に継承する。

本部長は内閣府副大臣又は内閣府大臣政務官、副本部長及び事務局長は内閣府大臣官房審議官（又は代理の職員）とする。

第3節 原子力災害合同対策協議会の体制等

1. 設置

原子力緊急事態宣言があったとき、原災現地本部、北海道災害対策本部及び関係町村の災害対策本部（原災法第22条第1項）は、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、オフサイトセンターに協議会を組織する（原災法第23条第1項）。

また、原子力緊急事態解除宣言以後においても、協議会は、原災現地本部、北海道災害対策本部及び関係町村の災害対策本部が、それぞれ実施する原子力災害事後対策について相互に協力するための組織として存続するものとする（原災法第23条第2項）。

2. 構成

協議会本部長は内閣府副大臣又は内閣府大臣政務官を、副本部長及び事務局長は内閣府審議官（原子力防災担当）（又は内閣府大臣政務官）（又は代理の職員）とする。

また、各機能班の要員は別添3-3「機能班要員」、役割は別添4「各機能班の役割」のとおりとする。

第4節 全体会議

1. 会議の目的

協議会本部長は、協議会を設置した後、主に以下を目的とする全体会議を開催する。

- ① オフサイトセンター内の情報共有（国関連情報（指示等）、原子力発電所関連情報、モニタリング関連情報、自治体関連情報（体制、広報活動、応急対策、被害状況等）、避難経路関連情報、

関係機関関連情報)

②関係機関及び各機能班が実施する応急対策の確認・調整及び実施状況の報告

ア P A Z内の住民避難の状況把握及び輸送支援等に係る現地調整に関すること

イ U P Z内の住民屋内退避、避難又は一時移転に関する状況把握及び輸送支援等に係る現地調整に関すること

③緊急事態応急対策実施区域の拡張、縮小、緊急事態解除宣言等についての原災本部への提言

2. 開催の場所

オフサイトセンター内、合同対策協議会全体会議エリアにおいて、開催する。

3. 構成員及び座席等

(1) 構成員 (詳細は、別添3-2「原子力災害合同対策協議会 (全体会議) 構成員」参照)

議長 内閣府副大臣又は内閣府大臣政務官

事務局長 内閣府審議官 (原子力防災担当) (又は代理の職員)

構成員 北海道災害対策本部

関係町村災害対策本部

地元防災関係機関: 北海道警察、第一管区海上保安本部、陸上自衛隊北部方面総監部、気象庁札幌管区气象台、岩内・寿都地方消防組合、羊蹄山ろく消防組合、北後志消防組合

独立行政法人放射線医学総合研究所等の専門家

原子力事業者

各機能班の責任者 (不在時は副責任者)

その他、議長が必要と認めた者

(2) 座席等

座席は、別添5「現地事故対策連絡会議及び全体会議配席図」に定める。ただし、スペースに余裕があり、かつ、機能班活動が停滞しない範囲内において、議長は、オフサイトセンター内の関係機関の参加を認めるものとし、事案により、適宜配席の変更を指示する。

4. 運営

(1) 議長は、「1. 会議の目的」を踏まえ、会議構成員が参集した時点や、新たな情報（例えば、原子力規制委員会からの指示、プラント情報、モニタリング情報、国・北海道・関係町村の情報、専門家の到着予定時間等）が入った時点等、必要に応じて会議を招集する。

なお、会議における役割及び担当者については別添6「現地事故対策連絡会議及び全体会議における役割及び担当者」のとおりとする。

(2) 議長は、必要がある場合には、協議会構成員の全員の参集を待たずして開催することができる。この場合には、欠席の構成員に会議内容について情報共有を行う。

なお、協議会構成員はテレビ会議による参加をもって出席にかえることができる。

(3) 事務局長は、会議の進行を行う。

(4) 総括班責任者は、議事概要及び会議資料をオフサイトセンター内の関係機関に配布する。また、FAX等により原災本部事務局（ERCチーム）へ報告するとともに、北海道災害対策本部、関係町村災害対策本部等へ情報共有する。

5. 関係機関との連絡調整

(1) オフサイトセンターに派遣された連絡員は、自らの所属機関からの情報をオフサイトセンター内の関係機関に伝達するとともに、関係機関から入手した情報を所属機関に伝達する。

(2) 伝達・共有方法は、「第5章第6節 情報の連絡・共有方法」による。

第5節 政府原災現地本部及び協議会の体制変更等

原子力緊急事態解除宣言の発出後における原災現地本部及び協議会の体制・各機能班の役割については、原災本部が変更を要すると判断した場合には、これに基づき変更を行う。

第4章 原子力災害事後対策

第1節 原災現地本部及び協議会の存続・廃止

原子力規制委員会委員長及び内閣府副大臣は、プラントの状況や緊急時モニタリングの結果等を踏まえ、原子力災害の拡大の防止を図るための応急の対策を実施する必要性がなくなったと認めるときは、原子力緊急事態宣言を解除すべきである旨を内閣総理大臣に上申し、内閣総理大臣は上申を踏まえ、原子力緊急事態解除宣言を発出（原災法第15条第4項）することとされている。

なお、この場合においても、原子力災害事後対策を実施するため、原災現地本部及び協議会を存続することとし、原災本部が廃止されることをもって、原災現地本部及び協議会を廃止することとする。

第2節 現地事後対策連絡会議

原災現地本部及び協議会は、第1節に基づき原災現地本部及び協議会を廃止するに当たっては、現地事後対策連絡会議の必要性、設置目的、構成等について審議し、必要な決定を行う。

第5章 共通事項

第1節 機能班

機能班は、国、北海道、関係町村及び原子力事業者及びその他の関係機関の派遣者により構成され、総括班、広報班、運営支援班、医療班、放射線班、プラントチーム、実動対処班、住民安全班の8班が設置され、防災対策上必要な情報の収集、整理、分析及びそれらに基づいて各種の防護対策措置の検討、支援の作業を行う。

1. 各機能班の要員及び役割

各機能班の要員は別添3-3「機能班要員」、役割は別添4「各機能班の役割」のとおりとする。

2. 機能班間の人数調整

総括班責任者は、以下に掲げる場合、各機能班間の構成員の人数調整を行う。

- ①特定の機能班の集合が遅れている場合
- ②特定の機能班の業務量が急増（または急減）した場合
- ③関係者の参集が予定より増えた場合

3. 機能班責任者会議

機能班間で情報を共有・整理し、応急対策の立案を行うため、事故現地対策本部又は協議会に機能班責任者会議を置く。

機能班責任者会議は、定期的に又は総括班責任者が必要と認めた場合に開催する。

4. 機能班の連絡調整

(1) 各機能班責任者は、以下に掲げるオフサイトセンター内外の関係機関と特に連携・連絡を密にするとともに、必要な事項については、指示、指導、助言を行う。

- ①総括班は、各機能班間の総合調整を行うとともに、原災本部事務局（ERCチーム）総括班（施設敷地緊急事態の場合は事故対策本部総括班）、北海道・関係町村災害対策本部等との連絡・調整を行う。
- ②広報班は、原災本部事務局（ERCチーム）広報班（施設敷地緊急事態の場合は事故対策本部広報班）、北海道・関係町村災害対策本部等と連絡・調整を行う。
- ③医療班は、原災本部事務局（ERCチーム）医療班（施設敷地緊急事態の場合は事故対策本部医療班）、北海道現地災害対策本部医療班等との連絡・調整を行う。
- ④放射線班は、原災本部事務局（ERCチーム）放射線班（施設敷地緊急事態の場合は事故対策本部放射線班）、緊急時モニタリングセンター等との連絡・調整を行う。
- ⑤プラントチームは、原災本部事務局（ERCチーム）プラント班（施設敷地緊急事態の場合は事故対策本部プラント班）、原子力施設事態即応センター、緊急時対策所、原子力事業者等との連絡・調整を行う。
- ⑥実動対処班は、原災本部事務局（ERCチーム）実動対処班（施設敷地緊急事態の場合は事故対策本部実動対処班）、北海道警察本部、第一管区海上保安本部、陸上自衛隊北部方面総監部、岩内・寿都地方消防組合、羊蹄山ろく消防組合、北後志消防組合との連絡・調整を行う。
- ⑦住民安全班は、原災本部事務局（ERCチーム）住民安全班（施設敷地緊急事態の場合は事故対

策本部住民安全班)、北海道・関係町村災害対策本部等との連絡・調整を行う。

- (2) 各機能班責任者(総括班責任者除く。)は、収集した情報や指示等を行った事項について、適宜、総括班責任者に報告する。
- (3) 総括班責任者は、入手した情報をオフサイトセンター内での情報共有が円滑に行えるように努める。
- (4) 各機能班責任者は、機能班内の業務が円滑に行えるよう、班員の業務分担を明確にする。
- (5) 情報の連絡・共有方法は、「第5章第6節 情報の連絡・共有方法」による。
- (6) 各機能班責任者は、関係機関との情報の流れについて、以下に掲げる別添資料を参考としつつ対応する。
 - ① 広報班：別添7-1「情報発信体制(全面緊急事態発生時)」
 - ② 放射線班：別添7-2「飲食物出荷制限・摂取制限に係るスキーム図」
 - ③ 医療班：別添7-3「安定ヨウ素剤の服用指示スキーム図」
 - ④ 住民安全班・実動対処班：別添7-4「緊急物資の調達・供給等のスキーム図」
 - ⑤ 住民安全班：別添7-5「施設敷地緊急事態及び全面緊急事態発生に伴う地方公共団体への避難等の要請又は指示スキーム」及び別添7-6「OILに基づく避難及び一時移転に係る地方公共団体への指示スキーム」

第2節 連絡員

- (1) 関係町村、関係機関は連絡調整のため、必要に応じ、連絡員を派遣することが出来る。
- (2) 連絡員は、原則として、オフサイトセンター2階の関係自治体ブースに待機し、自らの所属機関からの情報をオフサイトセンター内の現地事故対策本部又は協議会及び機能班に伝達するとともに、入手した情報を所属機関に伝達する。
- (3) 伝達・共有方法は、「第5章第6節 情報の連絡・共有方法」による。

第3節 広報活動等

1. 記者会見

施設敷地緊急事態又は全面緊急事態が発生した場合のオフサイトセンターにおける報道機関への発表や対応については、以下に掲げる対応をするものとする。

なお、施設敷地緊急事態においては、内閣府副大臣等が参集し、事故対策本部から現地での記者会見等を求められた場合にのみ現地記者会見を実施することとする(それ以外の場合は、事故対策本部の発表資料の配付のみとする)。

(1) 対応者

内閣府副大臣(又は内閣府大臣政務官)、内閣府大臣官房審議官(現地に到着していない場合には、防災専門官)が記者会見を行うものとする。その際、プラントチーム(プラントの事象の説明)、住民安全班(住民の避難状況等の説明)、医療班(安定ヨウ素剤服用等の説明)等、記者会見の内容に応じて機能班が同席するものとする。

(2) 場所

プレスルーム(オフサイトセンター3階)

(3) 実施時刻

原則として、事故対策本部又は原災本部の記者会見の時刻に合わせて実施するものとする。

(4) 業務

事故現地対策本部及び協議会の広報班において記者会見の基礎資料（オフサイト関連）を作成し、事故対策本部又は原災本部の広報班に送付するとともに、連携して記者会見資料を作成する。

また、事故対策本部又は原災本部から提供された記者会見資料を元に記者会見を行うとともに、北海道、関係町村、関係機関等に情報の共有を図る。

なお、事故現地対策本部又は協議会の広報班の体制が整っていない場合には、北海道、関係町村、関係機関等への情報共有は、事故対策本部又は原災本部の広報班が代行する。

(5) 開催案内

広報班責任者は、記者会見を行う場合、発表の30分前に地元報道機関にFAXにて開催場所、開催時間等を連絡する。プレスルームに報道機関が詰めている場合は、プレスルームにその旨を連絡する。

2. 住民からの問い合わせ対応

住民からの照会、電話への対応等については、原則として、北海道、関係町村で行うものとし、広報班責任者は、北海道、関係町村に対する住民からの問合せ内容を把握するとともに、想定Q&Aを作成するなど広報の一貫性に努める。また、現地事故対策連絡会議、協議会全体会議及び現地事後対策連絡会議で住民からの問合せ内容及び想定Q&Aについて、情報共有を行う。

第4節 オフサイトセンターにおける被ばく管理等

1. 放射性物質が放出される前の対応

放射性物質の施設からの放出が始まる前の段階においては、運営支援班は別添8-1「オフサイトセンター外気取り入れ操作」により、可能な限りオフサイトセンター内の空気を新鮮に保つべく外気の取り入れを行うものとする。

また、プラントチームは、泊発電所からの放射性物質の放出予測について、情報収集に努めるものとする。

2. 放射性物質が放出される可能性がある場合の対応

オフサイトセンター内の防災業務関係者の被ばくや、放出された放射性物質により汚染された防災業務関係者が、オフサイトセンターに入館することによる館内の汚染を防ぐため、以下の措置を講じるものとする。

- ①プラントチームは、泊発電所から放射性物質の放出が予測される旨の情報を得た場合には、全体会議等を通じて周知を行うものとする。
- ②本部長及び総括班責任者は、第5節1に基づき、代替オフサイトセンターへの移転について検討し、原災本部へ上申を行い、指示を受けるものとする。
- ③本部長及び総括班責任者は、原災本部によるオフサイトセンター立地地点を含む地域の住民への「安定ヨウ素剤服用の指示」に合わせ、オフサイトセンター内の防災業務関係者へ安定ヨウ素剤の服用を指示をするものとする。安定ヨウ素剤については運営支援班が配付するものとする。
- ④本部長及び総括班責任者は、オフサイトセンターに出入りする者の防護服、防護マスクの着用及びポケット線量計の携帯について検討を行い、必要な指示を行うとともに、別添8

「オフサイトセンター入館管理」により入館管理を行うよう指示するものとする。
なお、運営支援班は1日1回又は着脱の都度、オフサイトセンターに出入りする者のポケット線量計の線量について確認を行う。

第5節 代替オフサイトセンターへの移転

1. 考え方

原災現地本部及び協議会は、原則として、次に掲げる事項に該当する場合には、本部長に上申し、その指示を受けて、原災本部に報告の上、移転を行うものとする。

- ①大地震や大津波の発生、近隣火災による類焼等により、オフサイトセンターが使用不能な状態に至った場合、あるいは使用不能な状態に至る蓋然性が高い場合
- ②その他、オフサイトセンターにおける活動に著しい支障が発生した場合

また、情報収集事態、警戒事態又は施設敷地緊急事態が発生した段階で、オフサイトセンターの移転の必要性に迫られることが想定される場合は、その時点で現場にいる総責任者の下、本節に準じて対応する。緊急を要する場合の移転の際は、事故警戒本部、事故対策本部への報告は事後とする。

2. 移転

(1) 代替オフサイトセンター受入れ準備

「原子力災害対策特別措置法に基づく緊急事態応急対策等拠点施設等に関する省令」第2条の「当該緊急事態応急対策等拠点施設が使用できない場合にこれを代替することができる施設」は、寿都町総合文化センター及び喜茂別町農村環境改善センターとする（以下「代替オフサイトセンター」という。）。

総括班（機能班設置前は防災専門官。以下、同様）は、移転する代替オフサイトセンターの立地自治体及び北海道後志総合振興局に対して、机、電話、TV会議システム等の設営の開始を依頼する（別添9-1「代替オフサイトセンターの基本的な間取り図等」参照）。また、道外から資機材の輸送が必要な場合には、実動対処班を通じて原災本部実動対処班に、資機材輸送に係る調整を行うよう依頼する。

(2) 関係町村等への連絡

総括班は、オフサイトセンターの移転時期、移転先について関係町村、関係機関、運営支援業者等に連絡する。

(3) 代替オフサイトセンターへの退避経路

代替オフサイトセンターへの基本的な退避経路は、別添9-2-1「代替オフサイトセンターへの基本的な退避経路（寿都町総合文化センター）」及び別添9-2-2「代替オフサイトセンターへの基本的な退避経路（喜茂別町農村環境改善センター）」のとおりとする。ただし、当日の交通状況や風向き等による退避経路の放射線の影響などを考慮し、最終的な判断は本部長が決定する。

(4) 退避手段

実動対処班は、移動に使用する車両を確保する。

また、総括班責任者は、オフサイトセンターの防災業務関係者を先発と後発に分ける。

(5) 物品の持ち出し

運営支援班責任者は、代替オフサイトセンターで必要な物品の持ち出しを各機能班に指示する（持ち出し物品は別添 9-3 「代替オフサイトセンターへの持ち出し物品」参照）。各班の責任者は、必要な資料及びパソコン（各班 2 台程度）の持ち出しを班員に指示する。

なお、放射線被ばくの可能性が急激に高まった場合や火災などにより退避する場合、二次災害が発生しないよう可能な範囲内で対応する。

（6）最終退出者

最終退出者は運営支援班責任者とする。運営支援班責任者は防火対策及び施錠管理を実施する。

（7）代替オフサイトセンターの立ち上げ等

運営支援班及び医療班は、代替オフサイトセンターの立ち上げ準備について、以下の事項を実施する。

- ①運営支援班は代替オフサイトセンターへ移動・参集した要員の把握を行う。
- ②医療班（先発）は、代替オフサイトセンターへ移動した要員の汚染状況確認のため、サーベイランス及び除染（拭き取り）のための要員を配置する（必要に応じて北海道及び事業者へ要員の派遣を依頼）。
- ③運営支援班は代替オフサイトセンターに搬入された物品や、代替オフサイトセンターにおける通信機能等の確認を行うとともに、代替オフサイトセンターの連絡先をとりまとめ、各機能班、関係機関（事故対策本部又は原災本部を含む）等に周知を図る。

（8）移転完了までの対応

移転については会議構成員や参集要員を先発と後発に分ける等により、代替オフサイトセンターへの移転が完了するまでの間においても、事故現地対策本部又は原災現地本部としての機能が損なわれないよう努めるものとするが、不測の事態により事故現地対策本部又は原災現地本部としての機能が損なわれる場合には、決定しなくてはならない重要事項について、事故対策本部又は原災本部に引継ぐものとする。

第 6 節 情報の連絡・共有方法

1. 口頭及び電話の場合

口頭あるいは電話により情報の受信を行った場合は、別添 10-1 「電話・口頭連絡受信票（様式）」に、必要事項（通信時刻、受信／発信者名、連絡内容等）を記入する。

2. F A X の場合

F A X を送受信する場合は、別添 10-2 「F a x 送受信票（様式）」に、必要事項（件名、発信時刻、発信者名、送付先名、連絡内容等）を記入する。

3. 原子力防災活動情報システム

各機能班、関係機関は、それぞれの機関で得た情報について、原子力防災活動情報システムを用いて、情報の共有化を図る。

第6章 平常時の対応

第1節 訓練等の実施

政府または自治体が、原子力防災に係る訓練等を行う際には、その訓練等の目的、形態等に応じ、第1章から前章において定めた方法に準じてオフサイトセンターを運営するものとする。

第2節 平常時における準備

1. 緊急時の参集要員及び設備機器の立上げ要員

防災専門官は、北海道、関係町村、原子力事業者、運営支援事業者等と協議し、あらかじめ現地事故対策連絡会議構成員、原子力災害合同対策協議会（全体会議）構成員、機能班要員及び設備・機器立上げ要員を整理する。

2. 緊急時の招集に向けた準備

防災専門官は、一斉召集連絡システムを用いて招集の連絡ができるように、関係機関の原子力防災担当者の連絡先、電話番号等を確認する。また、同システムの実効性を確保するため、北海道、関係町村等と連携し、定期的に通報連絡訓練を行う。

3. 設備操作の習熟

防災専門官は、「1. 緊急時の参集要員及び設備機器の立上げ要員」で整理した要員が、オフサイトセンター内の設備・機器について円滑に操作できるよう、原子力防災に係る研修において、オフサイトセンターの設備・機器について説明を行う。

4. 防災資機材・資料等の準備

防災専門官は、防災資機材、資料等について定期的に必要数を確認し、員数に不足がある場合は、関係者と協議して補充する。

5. セキュリティ対策の準備

- ①防災専門官は、「1. 緊急時の参集要員及び設備機器の立上げ要員」で整理した要員について、受入簿、名札を作成するとともに、入館管理方法について要員に周知する。
- ②防災専門官は、あらかじめオフサイトセンター内において、入館管理を行う場所、机、椅子等を検討する。
- ③防災専門官は、あらかじめ緊急時におけるオフサイトセンターの施錠・封鎖する必要がある出入口を検討する。

別添 1 - 1 : 警戒事態を判断する緊急時活動レベル (EAL)

①	原子炉の運転中に原子炉保護回路の 1 チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと。
②	原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと。
③	原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての主給水が停止した場合において、電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる給水機能が喪失すること。
④	全ての非常用交流母線からの電気の供給が 1 系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が 1 つの電源のみとなり、その状態が 15 分以上継続すること、又は外部電源喪失が 3 時間以上継続すること。
⑤	原子炉の停止中に 1 つの残留熱除去系ポンプの機能が喪失すること。
⑥	使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。
⑦	原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。
⑧	原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。
⑨	重要区域において、火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。
⑩	燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。
⑪	当該原子炉施設等立地道府県において、震度 6 弱以上の地震が発生した場合。(※ 1)
⑫	当該原子炉施設等立地道府県において、大津波警報が発令された場合。(※ 2)
⑬	オンサイト統括補佐が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。
⑭	当該原子炉施設において新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合(竜巻、洪水、台風、火山等)。
⑮	その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。

(原子力災害対策指針「表 2 各緊急事態区分を判断する EAL の枠組みについて」の「2. 加圧水型軽水炉(実用発電用のものに限る。)に係る原子炉施設」中、「警戒事態を判断する EAL」より)

※ 1 : 北海道においては後志総合振興局管内に限るものとする。

※ 2 : 北海道においては太平洋沖に発令された場合を除くものとする。

別添 1 - 2 : 施設敷地緊急事態を判断する緊急時活動レベル (EAL)

①	原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。
②	原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失すること。
③	全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第57条第1項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、5分以上）継続すること。
④	非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続すること。
⑤	原子炉の停止中に全ての残留熱除去系ポンプの機能が喪失すること。
⑥	使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。
⑦	原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。
⑧	原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。
⑨	火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。
⑩	原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。
⑪	炉心の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。
⑫	燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。
⑬	原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。
⑭	その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。

(原子力災害対策指針「表2 各緊急事態区分を判断するEALの枠組みについて」の「2. 加圧水型軽水炉(実用発電用のものに限る。)に係る原子炉施設」中、「施設敷地緊急事態を判断するEAL」より)

別添 1 - 3 : 全面緊急事態を判断する緊急時活動レベル (EAL)

①	原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止することができないこと又は停止したことを確認することができないこと。
②	原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと。
③	原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと。
④	原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。
⑤	全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第57条第1項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、30分以上）継続すること。
⑥	全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。
⑦	炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の出口温度を検知すること。
⑧	蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉容器の水位を下げた状態で、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失し、かつ、燃料取替用水貯蔵槽からの注水ができないこと。
⑨	使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。
⑩	原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。
⑪	燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。
⑫	原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。
⑬	その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。

(原子力災害対策指針「表2 各緊急事態区分を判断するEALの枠組みについて」の「2. 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉施設」中、「全面緊急事態を判断するEAL」より)